

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福井地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 7 件 |
| 国民年金関係                        | 5 件 |
| 厚生年金関係                        | 2 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年4月1日、資格喪失日に係る記録を48年8月1日とし、47年4月から同年9月までの標準報酬月額を5万6,000円、同年10月から48年7月までの標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から48年8月1日まで  
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和46年5月末にB社を退職し、C社に勤務したが、社会保険の適用がなかったため、10か月ほどで退職し、C社の取引先の紹介で、A社にD職として昭和47年4月1日から48年7月末日まで継続して勤務した。

転職時には、社会保険の適用事業所であることを確認し、一緒に勤務していた同僚に厚生年金保険被保険者期間があるのに、私の加入記録が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

上司であったD職長及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたものと推認することができる。

また、申立期間当時、給与関係事務を担当していた元事業主の妻は「D職は特殊な仕事であるため、社会保険の加入の判断については、D職長に一任していた。」と供述しているところ、前記のD職長は、「申立人は、

数年の経験があったことから正社員として雇用されていた。また、正社員はすべて厚生年金保険に加入していたはずである。」と供述している。

さらに、当該事業所の被保険者に係るオンライン記録上の厚生年金保険被保険者数と申立人が記憶する当時の当該事業所の従業員数がおおむね一致している上、申立人と業務内容や勤務形態がほぼ同一である同僚4人について、全員に厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立期間当時、当該事業所は、ほぼすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

加えて、申立人は、「昭和47年1月ごろ、当該事業所がD職を募集していることを知り、C社の主人に申し出たところ、後任者が見つかるまで勤務してほしいと頼まれた。その後、同年3月末でC社を退職し、翌日の同年4月1日から正社員としてA社に勤務した。また、同社を48年7月末日に退職後、すぐに国民年金に加入した。」と供述しているところ、申立人と同じ職種で45年11月2日から当該事業所において厚生年金保険の加入記録のある同僚は、「申立人とは、以前、Eと一緒に働いていたことがある。当該事業所へは、私より1年半ほど後に、正社員として入社してきた。多分、47年4月ごろであった。再会に驚いたことから記憶にある。」旨供述している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年8月14日に払い出されている上、申立人に係る特殊台帳をみると、同年8月分の国民年金保険料が現年度納付されていることが確認できることから、当該事業所の入社日及び退職日についての申立人の供述には不自然さがうかがえない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、当該事業所において申立期間に厚生年金保険の被保険者であった同職種3人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額の記録から、昭和47年4月から同年9月までの標準報酬月額を5万6,000円、47年10月から48年7月までの標準報酬月額を7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所に係る申立期間のオンライン記録の健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失に係る届出や厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 4 月から 48 年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年7月から16年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年7月から16年3月まで

私は、申立期間について、学生納付特例の措置を受けていたが、その後、当該期間の保険料を追納した。

追納した時期は、平成16年3月か同年8月のいずれかの月に郷里に帰省した折りに、市役所の窓口において、男性職員に対して追納保険料相当額を現金で納めた。なお、私の母もその場に居合わせていたので保険料を納めた当時の状況を記憶しているが、領収書の受け渡しについては、私も母も覚えていない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年7月から16年3月までの期間について、学生納付特例制度による免除申請を行い、その後、免除期間の保険料を追納し、国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みであると主張しているところ、申立人に係るオンライン記録をみると、申立人の基礎年金番号は、平成11年6月23日に付番され、20歳に到達した同年\*月\*日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、平成15年8月22日において、15年7月から16年3月までの保険料について免除申請が行われているほか、申立人の国民年金加入期間の保険料については、申立期間を除きすべて納付済みであることが確認できる。

しかしながら、申立人は、免除期間に係る追納保険料の納付場所等について、「平成16年3月か同年8月に市役所の年金担当窓口で一括して現金で納めた。」と一貫して主張しているところ、国民年金保険料の追納は、

国民年金保険料追納申込書を社会保険事務所（当時）に提出し、国民年金保険料追納承認を得た後に、同所が発行する納付書によって金融機関において納めることになる上、平成 14 年 4 月に国民年金保険料の収納事務が国に一元化されたことから、保険料を市町村役場で納めることはできない。

さらに、当該市役所に対して、申立期間当時における国民年金保険料の追納に係る事務処理状況を照会したところ、「年金担当窓口においては、国民年金保険料の免除申請書は受理していたが、追納申込書は受理していない。また、保険料の収納事務が国に一元化された平成 14 年 4 月以降については、国民年金保険料の収納については一切関与していない。」との回答を得ている。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から61年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年9月から61年5月まで

ねんきん特別便をみたところ、昭和49年9月から61年5月までの期間について、国民年金記録が欠落していることに気付き、社会保険事務所（当時）に照会をしたが記録が無い旨回答があった。申立期間当時は、自営業を営んでいて、50年代中ごろに社会保険事務所から呼び出しがあり、国民年金保険料を納付するように指導され、約40万円の保険料を現金で納付し、その後は納税組合で保険料を納付した。

私は、平成当初に納税組合の組合長をしたこともあり、国民年金保険料を納めていなければ、そのような要職を受けることはなく、申立期間が未加入扱いになっている上、納めたはずの保険料の納付記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、約40万円を社会保険事務所の窓口で納めたと主張しているが、申立人に係る市町村の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者納付記録票（電算記録）及びオンライン記録をみると、申立期間に係る当該被保険者資格の得喪記録が確認できない上、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年9月14日に払い出され3年12月29日にさかのぼって資格を取得していることから、申立期間は未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人の厚生年金保険被保険者期間は254か月あり、老齢年金の受給要件（厚生年金加入期間20年以上）を満たしている

ほか、申立人の妻が厚生年金保険に加入中であったことから、申立期間当時、申立人は、任意加入被保険者として国民年金に加入することとなり、国民年金の資格をさかのぼって取得することはできないが、申立人からは国民年金の加入手続等に関する具体的な供述が得られない。

さらに、申立人が保険料を一括納付したと主張する時期は、おおむね第3回目の特例納付実施期間中であるが、申立人は、任意加入対象者であったため、仮に任意加入被保険者の資格を有していたとしても、特例納付対象者となれなかったものと考えられるほか、特例納付等に必要な保険料額と申立人が納めたと主張する保険料額は大きく相違している。

加えて、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録は見当たらず、申立期間について、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名を確認できない上、申立期間に住所地を変更していないことから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年3月までの期間及び42年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から41年3月まで  
② 昭和42年4月から47年3月まで

私たち夫婦は、昭和38年11月ごろに、A市B商店街の人に勧められ、同時に国民年金に加入した。

私たちは、国民年金保険料の免除手続きをした覚えはなく、国民年金に加入後は、同商店街の納付組織において3か月ごとに保険料を納付していたので、私たち夫婦の国民年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年5月22日に夫婦連番で払い出され、国民年金制度が発足した36年4月1日にさかのぼって資格取得し、36年4月から47年3月まで法定免除と記録されていることが確認できる。

これらを前提に納付方法をみると、申立期間は、現年度保険料の納付方法では国民年金保険料を納付することができず、特例納付、過年度納付又は追納により納付することとなるが、申立人からはこれらの納付方法に関しての具体的な申立てが無い。

さらに、申立人の年金記録が、昭和36年4月から47年3月まで法定免除と記録されていることについて、申立人は、法定免除の手続きをした覚えは無く、昭和38年11月ごろから平成6年10月までの国民年金加入期間の保険料を、納付組織においてすべて納付していたと主張しているが、市町村の国民年金被保険者名簿、オンライン記録及び特殊台帳をみると、国民年金被保険者の資格を取得した昭和36年4月1日にさかのぼって国民年金保険

料は「法定免除」と記録され、国民年金手帳記号番号の払出後において追納保険料を納付した記録が確認できる上、申立人が国民年金に加入した昭和38年11月ごろに納付していたと供述している保険料額は38年当時の保険料額とは一致せず、申立人の当該手帳記号番号が払い出された47年当時の保険料額とほぼ一致する。

加えて、申立人の法定免除の記録について、A市は「生活保護や障害年金は受給していないので法定免除には該当していなかったと思われる。」旨回答しているなど、申立期間当時、申立人夫婦が法定免除とされた根拠は見当たらず事務的過誤が生じた可能性も否定できないが、申立期間当時は未加入であったことを併わせて判断すると、申立期間①及び②の保険料納付をうかがわせる周辺事情となり得ないものと考えられ、法定免除とされたことをもって申立人に不利益を生じさせた状況も無い。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料及び保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年3月までの期間及び42年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から41年3月まで  
② 昭和42年4月から47年3月まで

私たち夫婦は、昭和38年11月ごろに、A市B商店街の人に勧められ、同時に国民年金に加入した。

私たちは、国民年金保険料の免除手続きをした覚えはなく、国民年金に加入後は、同商店街の納付組織において3か月ごとに保険料を納付していたので、私たち夫婦の国民年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年5月22日に夫婦連番で払い出され、国民年金制度が発足した36年4月1日にさかのぼって資格取得し、36年4月から47年3月まで法定免除と記録されていることが確認できる。

これらを前提に納付方法をみると、申立期間は、現年度保険料の納付方法では国民年金保険料を納付することができず、特例納付、過年度納付又は追納により納付することとなるが、申立人からはこれらの納付方法に関しての具体的な申立てが無い。

さらに、申立人の年金記録が、昭和36年4月から47年3月まで法定免除と記録されていることについて、申立人は、法定免除の手続きをした覚えは無く、昭和38年11月ごろから平成6年2月までの国民年金加入期間の保険料を、納付組織においてすべて納付していたと主張しているが、市町村の国民年金被保険者名簿、オンライン記録及び特殊台帳をみると、国民年金被保険者の資格を取得した昭和36年4月1日にさかのぼって国民年金保険

料は「法定免除」と記録され、国民年金手帳記号番号の払出後において追納保険料を納付した記録が確認できる上、申立人が国民年金に加入した昭和38年11月ごろに納付していたと申立人の夫が供述している保険料額は38年当時の保険料額とは一致せず、申立人の当該手帳記号番号が払い出された47年当時の保険料額とほぼ一致する。

加えて、申立人の法定免除の記録について、A市は「生活保護や障害年金は受給していないので法定免除には該当していなかったと思われる。」旨回答しているなど、申立期間当時、申立人夫婦が法定免除とされた根拠は見当たらず事務的過誤が生じた可能性も否定できないが、申立期間当時は未加入であったことを併わせて判断すると、申立期間①及び②の保険料納付をうかがわせる周辺事情となり得ないものと考えられ、法定免除とされたことをもって申立人に不利益を生じさせた状況も無い。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料及び保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福井国民年金 事案 210

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 5 月から 52 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月から 52 年 1 月まで

私は、ねんきん特別便をみたところ、申立期間が未加入扱いになっていることに気付いた。

私が 20 歳になった時に父親から国民年金に加入するよう言われ、私の父親が加入手続を行うとともに、私が婚姻する昭和 53 年 9 月までの国民年金保険料を納めてくれていたので、申立期間が未加入扱いになっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、A 市の国民年金被保険者納付記録票（電算記録）、オンライン記録及び特殊台帳をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 3 月 29 日に払い出され、同年 2 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得していることから、申立期間は未加入期間であるため、申立人の父親は、申立期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳をみると、申立人及び申立人の実兄の国民年金手帳記号番号は、同一日に連番で払い出されている上、付加保険料の納付の申出を行った昭和 52 年 2 月 1 日に申立人兄弟が同一日で被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は無い。

さらに、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが、該当する記

録は見当たらない。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 福井厚生年金 事案 317

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月ごろから 62 年 2 月ごろまで

私は、昭和 60 年 10 月ごろから 62 年 2 月ごろまで、A社B工場に正社員として勤務し、決められた地域（ルート）でのC業務を担当していた。

給料明細書等の厚生年金保険料控除を確認できる書類及び厚生年金加入に関する資料等はないが、自分としては会社から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述や、申立人がA社B工場における業務内容を詳細に供述していることから、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたものと推認することができる。

しかし、当該事業所の前総務課長及び元B工場長は、「申立期間当時、B工場で、決められた地域（ルート）でのC業務に従事していた者のうち、正社員については厚生年金保険に加入させていたが、請負者については加入させていなかった。」と供述しているほか、前総務課長は、「厚生年金保険の加入手続を行った者については、会社の「社会保険資格取得名簿」に氏名、厚生年金保険被保険者記号番号及び資格取得日を必ず記載しており、当該名簿に記載していない者から厚生年金保険料を控除していたということはある得ない。」と供述しているところ、申立人の氏名は、当該事業所が保管している「社会保険資格取得名簿」に記載が無く、同僚等からも申立人が正社員扱いであったとする具体的な供述は得られなかった。

また、申立人に係る市町村国民年金被保険者名簿及びオンライン記録をみると、申立期間の全期間が国民年金被保険者期間となっている上、申立期間と重複して、昭和 59 年 3 月から 61 年 3 月までの期間及び 61 年 7 月から 63 年 2 月までの期間について、延べ 5 回にわたって国民年金保険料の免除申請が行われ、それぞれ承認を受けていることが確認できる。

さらに、申立て事業所に係るオンライン記録、健保記号番号順索引簿及び生年月日順索引簿を確認したが申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月ごろから 33 年 12 月ごろまで  
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。

私は、A 県 B 市において C 職の仕事をしていたが、昭和 31 年 \* 月に父親が死亡したため、家族の生活を守るために給料が高いと聞いていた D 社に同年 6 月から正社員として勤務した。当該事業所では、E の現場で継続して働いていたので厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、D 社（関連事業所を含む。）における仕事内容等を詳細に記憶していることから、当該事業所で勤務していたものと推認することができる。

しかし、申立期間当時、D 社は、本社、同社 F 支社及び同社 G 営業所がそれぞれ厚生年金保険の適用を受けていたことが確認できるが、申立人からは、いずれの事業所において厚生年金保険に加入していたのか等の供述が得られない。

また、申立人は、同僚の姓は記憶しているものの、名を記憶しておらず、「私が記憶している写真に写っている同僚の姓を手掛かりに、当該事業所における厚生年金保険の加入記録を調べてほしい。」旨申し立てている。そこで、前述の D 社本社、同社 F 支社及び同社 G 営業所の 3 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人が記憶する同僚と同姓である者を確認したところ、同姓の者が 6 人存在することが確認できるが、

そのうち4人は、申立期間以降に当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、1人は、申立期間当時の加入記録が確認できるが、「申立人を知らない。」と供述していることから、当該5人の同姓の者は、申立人が記憶している同僚とは別人であると考えられる。また、残る1人は申立期間当時の加入記録が確認できるものの、既に死亡していることから当時の状況が確認できない。

さらに、D社F支社の元総務経理事務担当者は、「申立期間当時の従業員の採用は、本社採用と現地採用に分かれていた。現地採用の従業員の雇用形態は正社員扱いではなく臨時雇用の従業員扱いで、当該現地採用の従業員については厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しているところ、申立人は当該現場において、同僚と一緒にH業務が主たる仕事であったと供述していることから判断すると、申立期間当時、申立人及び申立人が姓を挙げた同僚のいずれもが現地採用された臨時雇用の従業員であった可能性が高く、厚生年金保険に加入していなかった状況がうかがえる。

加えて、D社を継承したI社の事業主は、「平成15年1月にD社と合併した際、当該事業所の本社採用の従業員の身分に関する書類は引継ぎを受けたが、申立人に係る人事記録等の書類の保存が無く、申立期間当時、申立人が当該事業所の従業員であったか否かを含め確認することができない。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。